景観資源【道路】の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

|  |  |
| --- | --- |
| 当該行為における景観形成に関する考え方 | |
| 記載欄 | |
| (1) 配置 | |  |
|  | 【道路】の道路界線から壁面を後退させるなど、街路樹や周辺の建築物などとの調和に配慮する。 |
| 記載欄 |
| (2) 形態・意匠・色彩 | |
|  | 街路樹や周辺の建築物などとの調和を図る。 |  |
| 記載欄 |
|  | 【道路】に面して開口部を設けたり分節するなど、無表情にならないようにする。  記載欄 |
| 記載欄 |
| (3) 公開空地・外構・緑化 | |
|  | 【道路】との連続性に配慮し、オープンスペースの緑化や外構のデザインを工夫する。 |
| 記載欄 |
|  | 【道路】に面する部分の緑化を積極的に行う。 |
| 記載欄 |

　上記以外で特に景観に配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載欄 |  |